

## 土地、建物の登記事項証明書の郵送請求

問 土地、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）を郵便で請求したいのですが、その方法について教えてください。

答

### 1 土地の登記事項証明書について

#### ① 請求書について

登記事項証明書の請求書に、お客様の住所及び氏名（電話番号も記載願います。）並びに請求されたい土地の所在及び地番（注）を、お手持ちの登記識別情報、登記済証（いわゆる権利証）、固定資産税通知書等で確認いただき、記載願います。

登記事項証明書の請求書の様式については、こちら [（様式、記載例）](#) をクリックしてください。

なお、建物の登記事項証明書もあわせて請求される場合は、同じ請求書に記載することができます。

（注） 地番は、いわゆる住居表示番号とは異なります。登記識別情報等で確認できない場合は、登記所に備え付けられた地図又は市区町村役場、住居表示地番対象住宅地図（発行されていない地域もあります。）等により確認していただく必要があります。

マンションなどの一室（専有部分といいます。）のみの登記事項証明書を請求される場合は、「マンション名」を記載願います。

また、共同抵当権等の他の担保物件が何かをお知りになりたい場合は、「共同担保目録」欄に必要事項を記載願います。

#### ② 手数料について

登記事項証明書の手数料は、1通600円（注1）です。本手数料は、収入印紙（注2）で納めていただく必要があり、①の請求書の「収入印紙欄」に通数分の収入印紙を貼付願います。

（注1）1通の枚数が50枚を超える場合には、以後50枚ごとに100円加算されますので、この場合は、登記印紙を追加で納めていただくこととなります。

（注2）登記印紙も、当分の間、使用することができます。

#### ③ 郵送について

①の請求書（②の収入印紙を貼付したもの）及び返信用の切手（注）

を貼った封筒（返信先も記載願います。）を同封していただき、管轄の登記所あてに郵送願います。管轄登記所については、こちらをクリック（[全国](#)，鹿児島県内（[管轄の確認](#)，[所在等](#)））してください。

（注） 返信用切手は，概ね，1通ですと82円，2通ですと92円の目安です。

## 2 建物の登記事項証明書について

### ① 請求書について

登記事項証明書の請求書に，お客様の住所及び氏名（電話番号も記載願います。）並びに請求されたい建物の所在，地番（注）及び家屋番号をお手持ちの登記識別情報，登記済証（いわゆる権利証），固定資産税通知書等で確認いただき，記載願います。

登記事項証明書の請求書の様式については，こちら（[様式](#)，[記載例](#)）をクリックしてください。

なお，土地の登記事項証明書もあわせて請求される場合は，同じ請求書に記載することができます。

（注） 1の①の注書をお読みください。

### ② 手数料について

1の②と同様です。なお，土地及び建物をそれぞれ請求される場合は，2通分の手数料が必要になります（1の②の注書もお読みください。）。

### ③ 郵送について

1の③と同様です。